

2024年4月24日

各 位

会 社 名 株式会社宇佐美鋁油
代 表 者 名 代表取締役社長 宇佐美 智也
問 合 せ 先 052-586-1166 (代表)

(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「株式会社グッドスピード (証券コード: 7676) の株券等に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

株式会社宇佐美鋁油 (以下「公開買付者」といいます。) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) グロース市場に上場している株式会社グッドスピード (以下「対象者」といいます。) の普通株式 (以下「対象者株式」といいます。) 及び2019年11月13日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された第2回新株予約権に対する金融商品取引法 (昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) に基づく公開買付けを2024年4月11日より開始しております。

今般、第1回公開買付け (以下において定義します。) の開始時において予定していた取引スキームを変更すること、並びに、対象者の代表取締役社長である加藤久統氏及びその資産管理会社である株式会社 Anela との間で締結していた本契約 (以下において定義します。) の変更覚書を2024年4月24日付で締結したことに伴い、公開買付者が2024年4月11日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、2024年4月10日付「株式会社グッドスピード (証券コード: 7676) の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を変更いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。

(変更前)

<前略>

また、以下に記載のとおり、公開買付者は、買付予定数の下限を本応募株式 (第1回) (以下において定義します。) と同数の911,200株 (所有割合 (注4): 23.97%) と設定することとしたほかには、公開買付者プレスリリースにおいてお知らせいたしました第1回公開買付けの条件に変更はありません。

<中略>

公開買付者は、2024年2月29日付で、対象者の代表取締役社長であり、対象者の第1位の株主 (2023年9月30日現在) である加藤久統氏 (所有株式数: 911,208株、所有割合: 23.97%、以下「加藤氏」又は「応募合意株主 (第1回)」) といひます。) との間で、その所有する対象者株式のうち911,200株 (所有割合: 23.97%、以下「本応募株式 (第1回)」) といひます。) (注5) について第1回公開買付けに応募する旨、及び対象者の第2位の株主 (2023年9月30日現在) であり、応募合意株主 (第1回) の資産管理会社である株式会社 Anela (所有株式数: 900,000株、所有割合: 23.68%、応募合意株主 (第1回) と総称して、以下「本合意株主」といひます。) との間で、その所有する対象者株式の全て (所有株式数: 900,000株、所有割合: 23.68%、以下「本不応募株式」) といひます。) について本両公開買付けに応募しない旨を含む契約 (以下「本契約」といひます。) を締結し、本取引の一環として、対象者株式 (但し、公開買付者が所有する対象者株式、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。) 及び本新株予約権 (880個) (注6) を対象とする第1回公開買

付けを実施することを決定しております。

(注5) 加藤氏は、本日現在、対象者の役員持株会（以下「対象者役員持株会」といいます。）を通じて対象者株式（908株。小数点以下を切り捨てております。）を間接的に所有しているとのことです。加藤氏は、対象者役員持株会を通じて所有する対象者株式（908株）のうち実務上引き出しが可能な900株について、第1回公開買付けに係る公開買付期間（以下「第1回公開買付期間」といいます。）中に、対象者役員持株会を退会することにより引き出した上で第1回公開買付けに応募することを予定しているとのことです。そのため、本応募株式（第1回）には、当該引き出しが予定されている対象者株式（900株）を含めております。なお、対象者役員持株会の規約上、会員は1単元（100株）未満の対象者株式を引き出すことができないため、加藤氏が本日現在対象者役員持株会を通じて所有している対象者株式（908株）のうち単元未満である8株は、本応募株式（第1回）に含めておりません。また、加藤氏が対象者役員持株会を退会することにより、加藤氏が本日現在所有する単元未満である対象者株式（8株）は、金銭により清算されるとのことであり、第1回公開買付けの決済後には、加藤氏は対象者株式を所有しないこととなる予定です。以下、本応募株式（第1回）の記載について同じです。

<中略>

(注7) 伊藤工務店及び中部技建は、伊藤工務店が、中部技建に対し、実務上可能な限り速やかに、本日現在伊藤工務店が所有する対象者株式（所有株式数：69,300株、所有割合：1.82%）の全てについて、当該譲渡の実行日の前営業日の対象者株式の市場株価の終値で譲渡することを合意しているとのことです。なお、当該株式譲渡は 2024年4月中に実行される予定とのことですが、本日現在においては、具体的な実行日は未定とのことです。

なお、伊藤工務店は1987年3月16日から中部技建の議決権の過半数を所有しており、伊藤工務店は1年以上継続して中部技建の形式的特別関係者であるため（法第27条の2第7項第1号及び府令第3条第1項）、法第27条の2第1項ただし書及び府令第3条第1項に基づき、中部技建は、伊藤工務店から、本日現在伊藤工務店が所有する対象者株式（所有株式数：69,300株、所有割合：1.82%）の全てについて、公開買付けによることなく譲り受けることができます。また、公開買付者の実質的特別関係者に該当する中部技建は、伊藤工務店との間で、本日現在伊藤工務店が所有する対象者株式（所有株式数：69,300株、所有割合：1.82%）の全てについて、伊藤工務店が中部技建に譲渡する旨を合意しているとのことですので、法第27条の5ただし書及び同条第1号に基づき、中部技建は、第1回公開買付期間中においても、法第27条の5本文の適用を受けることなく当該対象者株式を譲り受けることができます。

(変更後)

<前略>

また、以下に記載のとおり、公開買付者は、買付予定数の下限を加藤氏応募株式（以下において定義します。）と同数の911,200株（所有割合（注4）：23.97%）と設定することとしたほかには、公開買付者プレスリリースにおいてお知らせいたしました第1回公開買付けの条件に変更はありません。

<中略>

公開買付者は、2024年2月29日付で、対象者の代表取締役社長であり、対象者の第1位の株主（2023年9月30日現在）である加藤久統氏（所有株式数：911,208株、所有割合：23.97%、以下「加藤氏」といいます。）との間で、その所有する対象者株式のうち911,200株（所有割合：23.97%、以下「加藤氏応募株式」といいます。）（注5）について第1回公開買付けに応募する旨、及び対象者の第2位の株主（2023年9月30日現在）であり、加藤氏の資産管理会社である株式会社

Anela（所有株式数：900,000株、所有割合：23.68%、以下「Anela」といい、加藤氏及びAnelaを個別に又は総称して、以下「本合意株主」又は「応募合意株主（第1回）」といいます。）との間で、その所有する対象者株式の全て（所有株式数：900,000株、所有割合：23.68%、以下「Anela所有株式」といい、加藤氏応募株式と総称して、「本応募株式（第1回）」といいます。）について本両公開買付けに応募しない旨を含む契約（以下「本契約」といいます。）を締結し、本取引の一環として、対象者株式（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権（880個）（注6）を対象とする第1回公開買付けを実施することを決定しておりました。

（注5）加藤氏は、本日現在、対象者の役員持株会（以下「対象者役員持株会」といいます。）を通じて対象者株式（908株。小数点以下を切り捨てております。）を間接的に所有しているとのことです。加藤氏は、対象者役員持株会を通じて所有する対象者株式（908株）のうち実務上引き出しが可能な900株について、第1回公開買付けに係る公開買付期間（以下「第1回公開買付期間」といいます。）中に、対象者役員持株会を退会することにより引き出した上で第1回公開買付けに応募することを予定しているとのことです。そのため、加藤氏応募株式には、当該引き出しが予定されている対象者株式（900株）を含めております。なお、対象者役員持株会の規約上、会員は1単位（100株）未満の対象者株式を引き出すことができないため、加藤氏が本日現在対象者役員持株会を通じて所有している対象者株式（908株）のうち単元未満である8株は、加藤氏応募株式に含めておりません。また、加藤氏が対象者役員持株会を退会することにより、加藤氏が本日現在所有する単元未満である対象者株式（8株）は、金銭により清算されるとのことであり、第1回公開買付けの決済後には、加藤氏は対象者株式を所有しないこととなる予定です。なお、加藤氏は、2024年4月10日に対象者役員持株会を退会したとのことであり、対象者役員持株会を通じて所有していた対象者株式（908株）のうち、900株については2024年4月11日に引き出しを行い、単元未満である対象者株式（8株）については、2024年4月16日に金銭により清算を受けたとのことです。以下、加藤氏応募株式の記載について同じです。

<中略>

（注7）伊藤工務店及び中部技建は、伊藤工務店が、中部技建に対し、実務上可能な限り速やかに、本日現在伊藤工務店が所有する対象者株式（所有株式数：69,300株、所有割合：1.82%）の全てについて、当該譲渡の実行日の前営業日の対象者株式の市場株価の終値で譲渡することを合意しているとのことです。なお、当該株式譲渡は2024年4月19日に実行されたとのことです。

なお、公開買付者の実質的特別関係者に該当する中部技建は、伊藤工務店との間で、本日現在伊藤工務店が所有する対象者株式（所有株式数：69,300株、所有割合：1.82%）の全てについて、伊藤工務店が中部技建に譲渡する旨を合意しているとのことです。法第27条の5ただし書及び同条第1号に基づき、中部技建は、第1回公開買付期間中においても、法第27条の5本文の適用を受けることなく当該対象者株式を譲り受けることができます。

公開買付者は、公開買付者プレスリリースの公表時点においては、本取引において対象者株式の買付けに用いることができる総額に制約がある中で、対象者の少数株主の皆様に対して一定のプレミアムが付された価格での売却機会を提供することを企図して、公開買付者プレスリリースにおいて公表したスキーム（以下「当初スキーム」といいます。）により本取引を実施することを決定しておりました。その後、2024年3月29日に2023年9月期有価証券報告書の提出を受けて対象者が債務超過に陥っていることが判明したものの、対象者によれば、当該時点においては対象者の事業活動の継続のために金融機関の一定の理解を得られているとのことであったため、公開買付者は、当初スキームを変更することなく第1回公開買付けを開始いたしました。その後も、対象者は、第1回公開買付け開始後も引き続き対象者の借入先である金融

機関との間で対象者の借入金の返済時期等について協議を行っていたとのことです。しかしながら、対象者によれば、対象者は、2024年4月15日、当該協議における対象者の代理人弁護士より、2024年4月9日に提出された2024年9月期第1四半期報告書にて判明した対象者の財務状況を鑑みると、対象者の財務状況が次第に悪化していることは明白であり、かかる状況を踏まえると、公開買付者による対象者の子会社化及び完全子会社化を早期に進めない限り、金融機関から債務超過の解消や借入金の早期弁済を求められる可能性が否定できないため、公開買付者による対象者の子会社化及び完全子会社化を早期に進めるべきである旨助言を受けたとのことです。なお、対象者によれば、第1回公開買付けの開始の公表は、2024年9月期第1四半期報告書の提出の翌営業日であったため、第1回公開買付けの開始の公表時点においては、当該代理人弁護士は2024年9月期第1四半期報告書の内容を検証中であり、当該代理人弁護士から上記の旨の助言は受けていなかったとのことです。公開買付者は、2024年4月15日、対象者より、当該代理人弁護士から上記の旨の助言を受けた旨伝達を受け、第2回公開買付けの成立をもって確実に対象者を子会社化し、可能な限り早期に本取引による対象者株式の非公開化を完了させることが、公開買付者グループ入りすることによる対象者の信用補完に繋がり、本日現在取引停止となっている対象者の取引先との信販取引等の再開等が見込め、対象者の利益率の向上が期待できることから、債務超過となっている対象者の財務状況を改善させ、また、事業活動を安定させるためには最優先事項であると考えに至り、2024年4月16日、対象者に対して、第1回公開買付けの開始時において予定していた取引スキームを変更し、また、本契約の変更覚書を締結することを予定している旨を伝達するとともに、同日、加藤氏及びAnelaに対して、自己株式取得により対象者がAnela所有株式を取得し、公開買付者による対象者の子会社化及び完全子会社化を2024年9月頃に完了することを予定していた当初スキームを変更し、Anela所有株式を第1回公開買付けに応募することについて打診を行いました（なお、当初スキームにおいては、子会社化及び非公開化の完了予定時期は2024年9月頃でしたが、当該スキーム変更を行った場合、子会社化の完了予定時期は2024年6月下旬頃、非公開化の完了時期は、株式等売渡請求の場合は2024年7月下旬頃、株式併合の場合は2024年9月上旬又は中旬頃となります。）。これを受け、加藤氏及びAnelaとしても、対象者の財務状況や対象者の代理人弁護士からの助言を踏まえると、2024年6月下旬頃となる予定の第2回公開買付けの成立をもって確実に対象者を子会社化し、可能な限り早期に本取引による対象者株式の非公開化を完了させることが、公開買付者グループ入りすることによる対象者の信用補完に繋がり、本日現在取引停止となっている対象者の取引先との信販取引等の再開等が見込め、対象者の利益率の向上が期待できることから、債務超過となっている対象者の財務状況を改善させ、また、対象者の事業活動を安定させるためには最優先事項であると考えに至ったため、2024年4月24日付で、加藤氏及びAnelaとの間で、Anelaが第1回公開買付けにAnela所有株式を応募する旨を含む本契約の変更覚書を締結いたしました。

なお、対象者によれば、対象者の借入先のうち主要な金融機関より、公開買付者による対象者の子会社化及び完全子会社化を早期に進めることについて理解を得ているとのことです。

また、公開買付者としては、上記の対象者の状況を踏まえると、今後、対象者の財務状態が悪化した場合には、現時点で返済期限の猶予を受けている対象者の借入先である金融機関から債務超過の解消や借入金の早期弁済その他財務状態の改善や信用力の回復に向けた対応を求められる他、対象者の企業価値の毀損を防止し企業価値を向上させるために運転資金の調達が必要となるなど追加の資金需要が生じる可能性があり、かかる場合には、対象者において、増資等を含めた対応を検討する必要があると考えております。もっとも、これらは対象者の財務状況状態、金融機関の判断等の外部的要因等にも左右されることから、現時点では当該資金需要が生じる時期及び必要となる資金規模の見通しが立たないと考えております。

(6) 買付予定の株券等の数

(変更前)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	<u>2,900,948</u> 株	911,200株	—株
合計	<u>2,900,948</u> 株	911,200株	—株

(注1) 第1回公開買付けにおいては、買付予定数の下限を本応募株式(第1回)の数の合計と同数の911,200株としております。第1回公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(911,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 第1回公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は第1回公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数である、潜在株式勘案後株式総数(3,801,048株)から本不応募株式(900,000株)及び公開買付者が所有する対象者株式(100株)を減じた株式数(2,900,948株)を記載しております。

<後略>

(変更後)

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	<u>3,800,948</u> 株	911,200株	—株
合計	<u>3,800,948</u> 株	911,200株	—株

(注1) 第1回公開買付けにおいては、買付予定数の下限を加藤氏応募株式の数と同数の911,200株としております。第1回公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(911,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 第1回公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は第1回公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数である、潜在株式勘案後株式総数(3,801,048株)から公開買付者が所有する対象者株式(100株)を減じた株式数(3,800,948株)を記載しております。

<後略>

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本両公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本両公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本両公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類には、対象者株式を取得した場合における、公開買付者の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しております。公開買付者、その他の企業等の今後の事業に関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

本両公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本両公開買付けに応募することはできません。また、本両公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本両公開買付けへの応募はお受けできません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けできません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本両公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。